

神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱第9条に基づく施行細目

(目的)

第1条 この細目は、「神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱」(以下「要綱」という。)の定めるところにより、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 要綱第3条第1項に規定する受水槽水道の設置の届出及び要綱第3条第2項に規定する届出事項の変更の届出は、様式第1号の受水槽水道設置届により行うものとする。

2 要綱第3条第2項に規定する受水槽水道の廃止の届出は、様式第2号の届書により行うものとする。

3 要綱第3条第3項に規定する受水槽水道の休止、再開の届出は様式第3号の届書により行うものとする。

(検査機関)

第3条 要綱第2条第9号に定める検査機関(以下「検査機関」という。)は、要綱第5条第1項及び第2項に規定する検査又は水道法第34条の2第2項に規定する検査を終了したときは、検査の実施状況を様式第4号及び第5号により四半期毎に健康局長あて報告するものとする。ただし、検査の結果、特に衛生上問題があると認められる施設については、設置者等の了解を得たうえ、直ちにこれを保健所長あて報告するものとする。

2 検査機関は、保健所長の行う衛生指導等に協力し、管理状況の定期検査の実施等受水槽水道の維持管理に関する啓発活動に努めるものとする。

(定期検査の内容)

第4条 要綱第5条第3項に規定する別に定める点検項目は、別表に掲げるとおりとする。

(適合証の交付)

第5条 要綱第8条に規定する受水槽水道管理状況適合証は様式第6号のとおりとする。

附 則

(施行期日)

この細目は、平成11年4月1日から施行する。

(施行期日)

この細目は、平成16年3月31日から施行する。

(施行期日)

この細目は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この細目は、令和2年4月1日から施行する。

検査事項		No	判定基準
施設及びその管理の状態に関する事項	受水槽	1 水槽の周囲の状況	1 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。
			2 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。
			3 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。
		2 水槽本体の状態	4 内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。
			5 亀裂箇所がないこと。
			6 漏水箇所がないこと。
			7 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。
			8 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。
	3 水槽上部の状態	9 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	
		10 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	
	4 水槽内部の状態	11 水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	
		12 汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	
		13 清掃が年1回定期的に行われていることが明らかであること。	
		14 外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	
		15 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	
		16 流入口と流出口が近接していないこと。	
		17 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	
	5 水槽のマンホールの状態	18 ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	
		19 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	
		20 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	
	6 水槽のオーバーフロー管の状態	21 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態であること。	
		22 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	
		23 網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	
		24 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	
		25 管端部と排水管の流入口等との間隔は逆流防止に十分な距離であること。	
	7 水槽の通気管の状態	26 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態であること。	
		27 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	
		28 網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	
		29 通気管として十分な有効面積を有するものであること。	
	8 水抜管の状態	30 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	
		31 管端部と排水管の流入口等との間隔は逆流防止に十分な距離であること。	
高置水槽	1 水槽の周囲の状況	32 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	
		33 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	
		34 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	
	2 水槽本体の状態	35 内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	
		36 亀裂箇所がないこと。	
		37 漏水箇所がないこと。	
		38 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	
		39 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。	
	3 水槽上部の状態	40 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	
		41 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	
	4 水槽内部の状態	42 水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	
		43 汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	
		44 掃除が年1回定期的に行われていることが明らかであること。	
		45 外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	
		46 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	
		47 流入口と流出口が近接していないこと。	
		48 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	
		49 ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	
	5 水槽のマンホールの状態	50 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	
		51 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	
		52 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態であること。	
	6 水槽のオーバーフロー管の状態	53 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	
		54 網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	
		55 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	
56 管端部と排水管の流入口等との間隔は逆流防止に十分な距離であること。			
7 水槽の通気管の状態	57 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態であること。		
	58 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。		
	59 網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。		
	60 通気管として十分な有効面積を有するものであること。		
8 水抜管の状態	61 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。		
	62 管端部と排水管の流入口等との間隔は逆流防止に十分な距離であること。		
9 給水管等の状態	63 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。		
	64 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。		
水質検査	10 臭気	65 給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。	
	11 味	66 給水栓における水に異常な味が認められないこと。	
	12 色	67 給水栓における水に異常な色が認められないこと。	
	13 色度	68 給水栓における水の色度が5度以下であること。	
	14 濁度	69 給水栓における水の濁度が2度以下であること。	
書類検査	16 書類の整理保存の状態	70 給水栓における水に残留塩素が検出されること。	
		71 受水槽等の設備の配置及び系統を明らかにした図面が適切に整理及び保存されていること。	
		72 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平図面が適切に整理及び保存されていること。	
		73 水槽の掃除の記録が適切に整理及び保存されていること。	
		74 その他の帳簿書類が適切に整理及び保存されていること。	